

※マイナンバー提出用

様式第1号（その1）（第3条第1項並びに第10条第2項及び第11条第1項から第3項まで関係）

申請書記入例

令和 年 月 日

鹿児島県教育委員会 殿
 高等学校等就学支援金

受給資格認定申請書（初回時）
 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

収入状況届出書（2回目以降）
 既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。
 （上の2つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。）

（次の事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。）

この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

| | | | | |
|-------|------|-----|-----|----|
| ふりがな | かごしま | | たろう | |
| 生徒の氏名 | 姓 | 鹿児島 | 名 | 太郎 |

| | |
|----------------|--------------------------------------|
| 生徒の生年月日 | 2008 年 12 月 16 日 |
| 生徒の住所 | 〒 899-8577 鹿児島 都道 鹿児島 市区 〇〇町〇〇番〇号 |
| 保護者等の電話番号 | 099-286-0000 |
| 保護者等の電子メールアドレス | |
| 生徒が在学する学校の名称 | 鹿児島県立〇〇高等学校 |

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）
 ※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
 ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
 ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めませ

| | | | |
|----------------------|---------------------|-----------------------------------------------------|--------------------------|
| ①現在通っている高等学校等の在学期間 | 学校名 鹿児島県立 〇〇高等学校 | 令和6年 4月 1日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 年 月 日 | 学校の種類・課程・学科 高等学校（全日制） |
| ②過去に別の高等学校等に在学していた期間 | 学校名 立 | 年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日 | 学校の種類・課程・学科 |

提出日を記入

記入方法や、添付書類が分からない場合は、
 事務室（TEL099-263-3733）へ
 お問い合わせください。

必ず口にレ印を付けてください。
 レ印が漏れている場合は認定できません。

生徒の氏名を記入

生徒の生年月日・住所を記入

保護者の電話番号を記入

※【1. 高等学校等の在学期間について】は新規申請者のみ記入

現在の高校に入学する前に、別の高校に在学していた場合は記入

過去に在学していた高校で、休学などがある場合は、その期間を記入

過去に在学していた高校が2校以上ある場合は、事務室へご連絡ください。

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの日にレ印を付けてください。）

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

| | | |
|---|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | <input type="checkbox"/> | 親権者（両親）2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合 |
| | <input type="checkbox"/> | 親権者1名分（ア又はイのいずれかの口にレ印を付けてください。） 親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。） |
| ② | <input type="checkbox"/> | ア 親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合 イ 離婚、死別等により親権者が1人の場合、親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等 |
| ③ | <input type="checkbox"/> | 未成年後見人 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。） |
| ④ | <input type="checkbox"/> | 生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合 |
| | <input type="checkbox"/> | 主たる生計維持者1名分（ア又はイのいずれかの口にレ印を付けてください。） |
| ⑤ | <input type="checkbox"/> | ア 主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合 イ 生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等 |
| ⑥ | <input type="checkbox"/> | 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等 |

(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。

⑦ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑦の口にレ印を付けた場合は不要です。その年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）生活扶助を受けている場合は、下の口にレ印を付けてください。）

| | | | |
|--------------------------------------|-------------|--------------------------------------|-------------|
| 氏名 (ふりがな) 鹿兒島 一朗 | 生徒との続柄 父 | 氏名 (ふりがな) 鹿兒島 桜子 | 生徒との続柄 母 |
| 生年月日 昭和 1975年 1月 25日 | | 生年月日 昭和 1980年 9月 10日 | |
| <input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。 | | <input type="checkbox"/> 生活扶助を受けている。 | |

上記保護者等のその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合は、口にレ印を付けてください。）

| | | | |
|------------------------------------------|--------------|------------------------------------------|-------------------------|
| 市 鹿本 郡 鹿本 町 鹿本 | 区 鹿本 町 鹿本 | 市 鹿兒島 郡 鹿兒島 町 鹿兒島 | 市 鹿兒島 郡 鹿兒島 町 鹿兒島 |
| <input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。 | | <input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。 | |

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

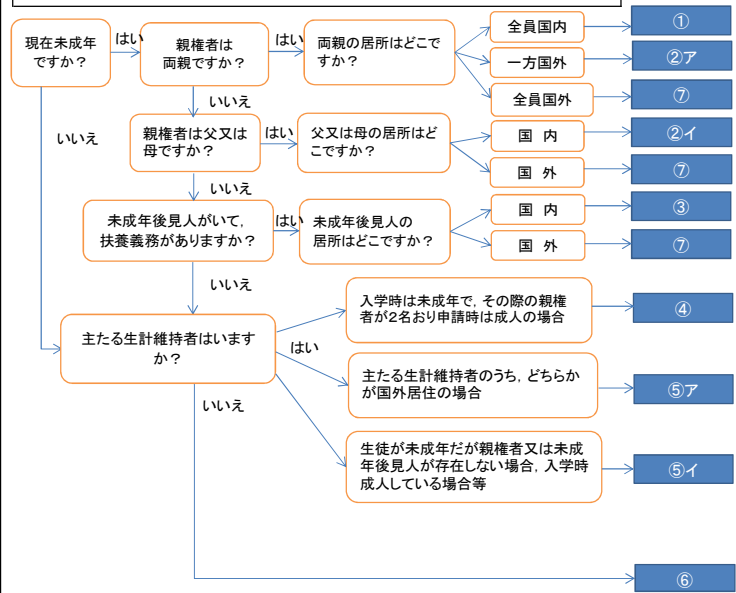
※ マスコミ一斉報道では、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方について、その所在地に関する情報（現在の都道府県名又は市町村名）を秘匿することが可能です。希望される方は、別途手続きが必要ですので、申請書を提出する前に必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】（次の事項を確認の上、口にレ印を付けてください。）

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続きを学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 年 月 日（学校において記入。）

・ 下記の図で当てはまる箇所必ずチェックをして、チェック箇所の右側に記載されている方の個人番号カードの写し等を提出してください。
・ ⑦に当てはまる場合は、証明書は不要です。



※主たる生計維持者の居所が全員国外の場合、「⑦」

※ 成年年齢の引き下げにより、様式が変更になっています。生徒が申請時に成年であるかどうか、入学時に未成年であったかどうかで判断基準となる者が変わりますのでご注意ください。申請時、生徒が成人（18歳以上）の場合、親権者及び未成年後見人はいないため、④～⑦のいずれかにチェックが入ります。

2023年1月1日の住所地（令和5年度の課税地）を記入してください。特に、引越しや単身赴任などで、2023年1月1日の住所地が現在と異なる場合はご注意ください。（住所と異なる市町村に課税地を設定している場合は、課税地を記入してください。）

【親権者とは】
親権を行う者。父母が共同して行うことを原則とするが、その一方が行えないときは他の一方、または養子に対しては養親が行う。
【未成年後見人とは】
未成年者の法定代理人であり、未成年者の監護養育、財産管理、契約等の法律行為などを行う。親権者の死亡等のため未成年者に対し親権を行う者がいない場合に、家庭裁判所は、申立てにより、未成年後見人を選任する。